

河川法等の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十号

河川法等の施行に関する規則の一部を改正する規則

河川法等の施行に関する規則（昭和四十年広島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「許可」の下に「登録」を加える。

第四条を次のように改める。

（許可の申請書等の部数）

第四条 省令別表第一その他の水利使用の項に規定する規則で定める部数は、次の各号に掲げる書類の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 指定区間内の一級河川に係る水利使用に関する許可（政令第四十五条第四号の規定に該当するものに限る。）の申請書 四部

二 二級河川に係る特定水利使用に関する許可の申請書 関係市町の数に、次のイからへまでに掲げる特定水利使用の区分に応じて、それぞれ当該イからへまでに定める数を加えた部数

イ その目的が、発電、水道、鉱工業用水道又はかんがいのいずれかに該当するもの

四

ロ その目的が、発電及び鉱工業用水道のいずれにも該当するもの 四

ハ その目的が、発電又は鉱工業用水道のいずれかに該当し、かつ、水道又はかんがいのいずれかに該当するもの 五

ニ その目的が、発電及び鉱工業用水道のいずれにも該当し、かつ、水道又はかんがいのいずれかに該当するもの 五

ホ その目的が、発電又は鉱工業用水道のいずれかに該当し、かつ、水道及びかんがいのいずれにも該当するもの 六

ヘ その目的が、発電、鉱工業用水道、水道及びかんがいのいずれにも該当するもの 六

三 前二号に掲げるもの以外の申請書 二部

2 省令別表第一の二指定区間内の一級河川に係る特定水利使用以外の水利使用及び二級河川に係る水利使用の項に規定する規則で定める部数は、二部とする。

3 省令別表第二指定区間内の一級河川及び二級河川の項に規定する規則で定める部数は、次の各号に掲げる書類の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 指定区間内の一級河川に係る許可（政令第四十五条第五号又は第六号の規定に該当するものに限る。）の申請書 三部

二 前号に掲げるもの以外の申請書 一部

三 届出書 一部

4 省令別表第三水利使用の部その他の水利使用の項に規定する規則で定める部数は、次の各号に掲げる書類の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 指定区間内の一級河川に係る水利使用に関する許可に基づく権利の譲渡の承認（政令第四十五条第四号の規定に該当するものに限る。）の申請書 五部

二 二級河川に係る特定水利使用に関する許可に基づく権利の譲渡の承認の申請書 次のイからへまでに掲げる特定水利使用の区分に応じて、それぞれ当該イからへまでに定める部数

イ その目的が、発電、水道、鉱工業用水道又はかんがいのいずれかに該当するもの
五部

ロ その目的が、発電及び鉱工業用水道のいずれにも該当するもの 五部

ハ その目的が、発電又は鉱工業用水道のいずれかに該当し、かつ、水道又はかんがいのいずれかに該当するもの 六部

ニ その目的が、発電及び鉱工業用水道のいずれにも該当し、かつ、水道又はかんがいのいずれかに該当するもの 六部

ホ その目的が、発電又は鉱工業用水道のいずれかに該当し、かつ、水道及びかんがいのいずれにも該当するもの 七部

ヘ その目的が、発電、鉱工業用水道、水道及びかんがいのいずれにも該当するもの
七部

三 流水の占用の登録に基づく権利の譲渡の承認の申請書 三部

四 前三号に掲げるもの以外の申請書 一部

五 届出書 一部

5 省令別表第三その他のものの部指定区間内の一級河川及び二級河川に係るものの項に規定する規則で定める部数は、次の各号に掲げる書類の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 許可に基づく権利の譲渡の承認の申請書 二部

二 前号に掲げるもの以外の申請書 一部

三 届出書 一部

別表第一から別表第四までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。